

(件名)

新型コロナウイルスに関するイリノイ州の復興計画：ブリッジ・フェーズの導入（2）

(ポイント)

5月6日、イリノイ州は、コロナウイルスワクチンの接種状況等に関し、州が定めた基準を満たしているため、5月14日より州全体がブリッジ・フェーズに移行し、今後、新型コロナウイルスに関する州全体の指標が大幅に悪化しない限り、6月11日にフェーズ5（各種制限がなくなります）に移行する可能性があるとして発表しました。詳細は本文と添付リンクをご参照下さい。

(本文)

州の復興計画に関し、3月18日に同州政府は、第4フェーズ（州全体が現在置かれている段階）から第5フェーズ（制限措置が全て解除される最終段階）の間に、橋渡し期間として新たにブリッジ・フェーズを設けると発表していました（同発表に関しては下記当館領事メールリンクを参照下さい）。

<https://www.chicago.us.emb-japan.go.jp/files/100165410.pdf>

ブリッジフェーズへの移行予定日及び第5フェーズへの移行基準等は以下のとおりです。

- 1 移行予定日：2021年5月14日（金）
- 2 第5フェーズへの移行基準（下記（1）から（3）を同時に満たすこと）
 - （1）州全体で16歳以上の居住者のコロナウイルスワクチン接種率が50パーセントに達していること。
 - （2）ICU病床利用率20%以下を維持していること。
 - （3）28日間のモニタリング期間中、新型コロナウイルス或いはそれに類似した病状での入院患者数が安定的であり、死亡率、感染症例率が増加していないこと。
- 3 移行後10日間で、下記の状況になった場合は一段階前のフェーズに戻る
 - （1）新型コロナウイルスに類似した病状での入院患者が一日平均150人を超えて増加していること。
 - （2）新型コロナウイルス患者数が、毎日調査される病院の全数調査で750人を超えて増加していること。
 - （3）死亡率が一日平均0.1%を超える上昇傾向にあること。
 - （4）利用可能なICU病床が減少し、20%未満になること
- 4 現時点における第4フェーズ及びブリッジ・フェーズの定員人数制限措置に関し、コロナワクチン接種を完了し14日経過している個人または、イベントまたは外出前の1～3日中にPCR検査により陰性であることが証明された個人は、定員人数に含まれない。
- 5 今後数週間で規制が徐々に緩和されるが、イリノイ州民はフェースカバーの着用や社会的距離の維持などを含む公衆衛生ガイドラインを引き続き実践する必要がある。

○第 4 フェーズ及びブリッジ・フェーズにおける主な制限措置は下記リンクをご参照下さい。

<https://www.chicago.us.emb-japan.go.jp/files/100165355.pdf>

○本件に関する発表と各分野に関する制限措置の詳細は下記リンクをご参照下さい。

<https://www2.illinois.gov/Pages/news-item.aspx?ReleaseID=23268>

https://www2.illinois.gov/IISNews/22961-A_Bridge_to_Phase_5.pdf

在留邦人の皆様におかれては、良き市民として引き続き外出時におけるマスクの着用、社会的距離の維持等に努め、関連情報の収集に努めてください。

当館連絡先

Tel: (312) 280-0400 (24 時間対応) (注)

Fax: (312) 280-9568 Email:

ryojil@cg.mofa.go.jp

(注) コロナウイルス感染症予防のため、現在業務体制を縮小しております。平日午前9時15分から午後5時までは音声案内に従って操作しますと担当部門につながります。

土曜・日曜・祝祭日、平日午後5時以降、翌日午前9時15分まで(事件、事故、その他緊急の用件)は、音声に従って操作しますと、閉館時の緊急電話受付につながります。